

第7章 景観まちづくりの実現化方策

第7章 景観まちづくりの実現化方策

これまでに掲げた景観まちづくりの目標や基本方針等を総合的に勘案し、本市の良好な景観まちづくりの実践に向けた実現化方策を以下に例示します。

7 - 1 景観まちづくりの実現化方策

(1) 市民参加による景観まちづくりの推進

本市が目指す「景観まちづくり」を推進するためには、市民・事業者・行政が共通の認識を持ちながら、それぞれの立場から積極的な景観形成活動に取り組んでいくことが重要です。

また、そのためには、市民や地域の住民、NPO等の主体的な取り組みや、様々な技術・経験を有する事業者等の活動を推進するとともに、これらの活動の連携や強調、さらに行政との協働を図る必要があります。

このため、良好な景観を目指した地域ごとのルールづくりを推進する一方で、市民への情報提供や学習機会の提供等の充実を図り、また、優れた景観を評価・表彰する制度等の制定を進めます。

また、県が重点的に進めることとしている、「美しいやまぐちづくりネットワークの形成」とも連携し、市民意識の醸成や景観まちづくりの仕組みづくりを進めます。

既存法令の効果的な活用

➤ 良好な景観づくりのための協定

建築協定や緑地協定などの既存のしくみとともに景観法に基づく景観協定の活用等を検討します。

- ・ 建築協定、緑地協定、まちづくり協定、総合設計制度、景観協定の活用 等

➤ 地域ごとのルールづくり

地域の特性に応じた景観のルールづくりを行います。

- ・ 地区計画制度の活用、景観地区の活用 等

景観まちづくりに対する意識の向上

➤ 景観まちづくりに関する啓発活動の推進

下関市の景観まちづくりについて、市民がともに考え、新たな景観まちづくりの動機付けとなるワークショップやシンポジウムなどの開催に努めます。

また、先導的な景観形成が求められる公共施設の計画や事業化等に際しては、できるだけ早い段階で情報を公開し、市民の意見を聞く機会等を増やしていきます。

➤ PR、情報発信

パンフレットや広報誌、ホームページ等の活用によって、本市の景観形成への取り組みや、景観まちづくりの考え方、市民団体の取り組み事例などを広く紹介し、景観に対する関心を醸成します。

➤ 表彰制度の充実

良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物や、市民や事業者の景観形成活動等を表彰するとともに、広く広報誌等で紹介することにより、景観まちづくりへの意識を高めます。

➤ マナーやモラル向上のための住民運動の展開

ゴミ拾い運動や違法駐車防止キャンペーン、廃棄物等の不法投棄に対する指導強化等により、美しい環境・景観の形成に向けた市民意識の啓発を図っていきます。

景観まちづくりへの市民参加の促進

➤ 景観まちづくりを考える場所や機会の提供

シンポジウムやワークショップ、展示会など、下関らしい景観や景観まちづくりの進め方などについて市民とともに考える場所や機会を積極的に提供し、市民と行政、市民同士が自由に意見交換できる機会の充実を図ります。

➤ 景観まちづくりを行う市民団体等の登録

景観まちづくりを実践する個人や市民団体を、景観サポーター等に登録することにより、市民間における景観まちづくり活動のネットワーク化を図り、「市民による市民のための美しい景観まちづくり」を推進します。

➤ 景観まちづくりを行う市民団体への支援

景観まちづくりに取り組んでいる市民団体等に対して、活動の円滑化、動機付けに資する支援を行います。

- ・専門家の派遣、技術的支援、一部経費の負担、活動中の保険制度など

➤ 景観まちづくりを担う人材の育成

地域での景観まちづくり活動のリーダーとなる人材育成や、豊かな感性を育む子どもの教育に取り組みます。

- ・学校における景観まちづくり学習の導入

(2) 景観まちづくりのルールづくり

市域を取り囲む海や山並みの緑豊かな自然、培ってきた厚みのある歴史・文化、美しく活力ある市街地景観や人々の営みにより育まれた農山漁村景観など、本市の多様で特色ある景観を保全するとともに、観光や交流など都市の活力増進につながる、下関らしい新たな魅力ある景観を創り、育てていくため、これまでの景観施策等を踏まえたうえで、景観法や都市計画法、屋外広告物法等に基づく諸制度を積極的に活用していきます。

景観法に基づく制度を活用した施策の推進

景観誘導策の強化に向け、現行の制度を再構築し、下図のような景観法を活用した新たな制度へと移行させます。

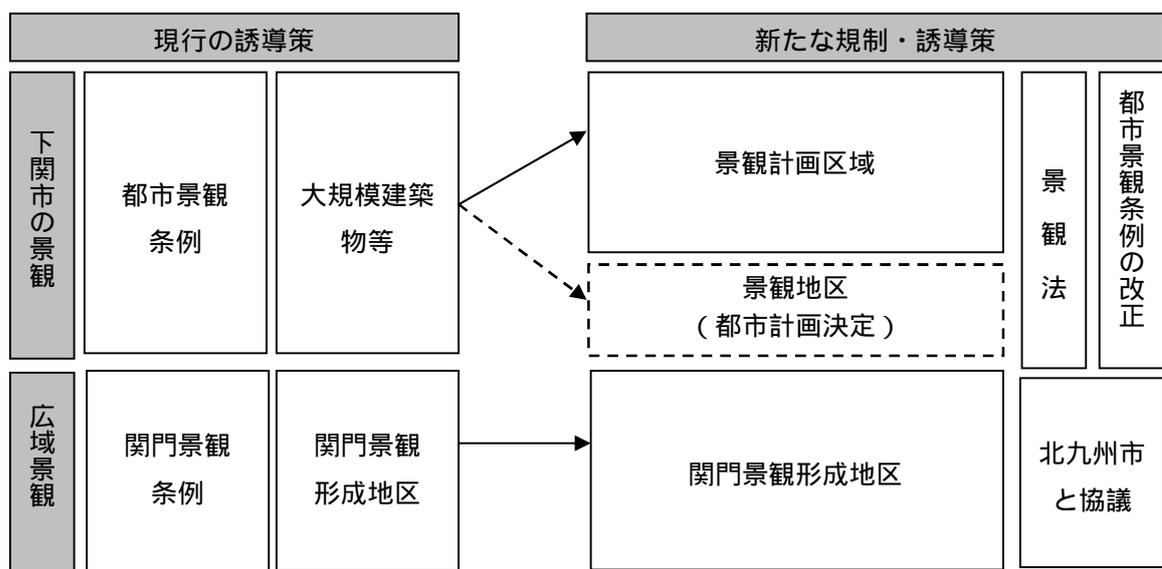


図 7-1 現行制度のからの移行イメージ

➤ 景観計画の策定

景観行政団体として景観法に基づき良好な景観形成を図るため、区域、方針、行為の制限に関する事項、景観重要建造物・樹木の指定方針等からなる景観計画を策定します。

なお、景観計画の策定にあたっては、多様な景観特性や、これまでの景観形成の取り組み等を踏まえ、その場所や目的に応じ、全市的な適用が望ましい「緩やかなルール」と地域の個性を伸ばすための「きめ細かいルール」を適切に組み合わせたルールづくりを行います。

【大規模建築物等の誘導（全市的に適用する緩やかなルール）】

全市域において、景観的に逸脱した建物の建設を防ぎ、地域特性に配慮した景観形成を進めるため、景観への影響が大きい大規模行為等に対する届出制度を導入し、色彩等について緩やかな規制・誘導を行うことを検討します。

【地域特性に応じた景観誘導（地域別に適用するきめ細かいルール）】

重要な景観資源を有している地域や、関門景観形成地区等これまで積極的な景観形成に取り組んできた地域、又、今後の景観まちづくりの機運の高まりを鑑みて、重点的に景観形成を図る必要があると判断される地域については、景観地区等の指定も視野に入れながら、当該地域別によりきめ細かいルールを定めた届出制度等の導入を検討します。

➤ 景観条例の制定

本市における景観上の諸問題に対応しつつ、市民の要請である良好な景観の保全、形成への取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、景観計画に定めた具体的な制限内容等を規定した景観条例を制定し、これまで以上に強制力を持った規制・誘導を行います。

➤ 景観形成上重要な建造物や樹木の保全

地域の景観のシンボルとなる建物や樹木は、地域の景観形成を推進する上で重要であり、また、市民意識からもこれらの建物や樹木を保護するためのルールが望まれています。

そのため、これらの建物や樹木を景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木として指定することにより、現状変更を規制する等、より積極的な保全策について検討します。

都市計画的手法を用いた景観規制・誘導方策

多様な景観資源が存在する市の中心部やその他の市街地においては、経済活動との調和や土地利用規制との整合に配慮したうえで、都市機能の集積による美しく活力ある景観形成を図るとともに、潤いのある良好な生活環境を創造するため、都市計画的手法を用いた景観規制・誘導方策の導入を検討します。

- 関門海峡への眺めを保全するための規制・誘導方策の検討
(例：高度地区、地区計画等)
- 良好な生活環境形成のための規制・誘導方策の検討
(例：地区計画、建築協定等)
- 自然公園等の良好な自然景観を保全するための規制・誘導方策の検討
(例：風致地区、景観地区等)

屋外広告物規制の強化

景観行政団体として、景観を構成する重要な要素の1つである屋外広告物についても、各種景観施策と連携しながら、屋外広告物法に基づき、地域の実情に応じたより実効性のある規制誘導を進めていきます。

- 屋外広告物条例の改正
特定路線沿いの一般広告物を主な規制対象としている現行条例の問題点に対応するため、全市的に適用する規制や自家用広告物への規制、地域特性に応じた規制などを盛り込んだ現行条例の改正を行います。

各種法令と連携した景観形成の推進

海岸や河岸、田園や里山、森林や山並みなどの良好な自然環境や景観についても、これらを積極的に保全していくため、現在指定されている海岸法や農振法、森林法、自然公園法等に基づく土地利用規制などと連携した景観誘導を図っていきます。

(3) 良好な景観形成に寄与する公共事業の実施

公共事業は、美しく風格のある都市基盤の形成や潤いのある豊かな生活環境の創造に大きな影響を与えるものであり、市民意識においても、道路や河川、公園などの公共施設の整備に関するルールづくりが望まれています。

そのため、公共空間や公共施設の整備については、地域特性を考慮し、周辺との調和や地域らしさの具体化など、地域の良好な景観形成を先導するような公共事業に取り組みます。

公共事業における良好な景観形成の推進

➤ 公共事業景観形成ガイドライン

山口県の策定する「山口県公共事業景観形成ガイドライン」を踏まえ、下関市における公共事業の実施に関する指針となる景観形成ガイドラインの整備を検討します。

➤ 景観重要公共施設の整備

良好な景観形成に重要な道路、河川、都市公園等の公共施設については、当該公共施設管理者の同意を得て、景観重要公共施設として景観計画に位置付けることにより、各管理者と連携した景観形成を推進します。

➤ 各種プロジェクトと連携した景観形成

幹線道路整備や無電線化計画、都市再生整備計画等の各種プロジェクトと連携した効果的な景観まちづくりを推進します。

4) 観光振興や交流促進につながる景観まちづくりの推進

本市の特色ある景観資源を、地域間の連携による観光振興や交流促進につなげていくため、景観資源のネットワーク化や広域観光ルートの形成など、市内各地に点在する景観資源を一体的に活用する仕組みづくりを進めます。

観光振興施策との連携

観光振興施策と連携することにより、本市の景観を魅力ある観光資源として積極的に活用していきます。

- 日本風景街道の推進
- 夜間景観形成の推進
- 景観資源を活かした自転車ネットワークの構築
- 農山漁村の景観を活かしたブルーツーリズムやグリーンツーリズムの普及

7 - 2 景観まちづくりの推進体制

(1) 市民・事業者・行政の役割

景観まちづくりは、行政だけの努力で実現するものではなく、市民、事業者、行政が共通の目標を持って、下関の景観を「守り」「創り」「育む」ために、協働で取り組んでいくことが大切です。

そこで、適切な役割分担のもと、市民、事業者、行政のそれぞれが、景観まちづくりの担い手として、積極的、継続的に取り組んでいくこととします。

市民の役割

市民アンケートでは、景観形成に対して市民ができることとして、地域の清掃美化活動への参加や、地域でのルールづくり、自宅の庭先などの美化、地域や景観に関する学習に対する意向が高い結果となっています。

これらを踏まえて、市民は次のような役割のもと、景観まちづくりに取り組むこととします。

市民の役割

- ◇ 市民は、“まち”や“景観”に関心を持ち、生活環境に対するモラルを高めることとします。
- ◇ 市民は、まちづくりの主役として、積極的に良好な景観の保全・形成に努めることとします。
- ◇ 市民は、積極的に自宅周辺の美化や地域での景観形成活動など、身近な景観形成に努めることとします。
- ◇ 市民は、行政が行う景観形成に関する施策に協力することとします。
- ◇ 市民は、地域で積極的に良好な景観形成のためのルールをつくり、地域との調和に努めるものとします。

事業者の役割

市民アンケートでは、景観形成に対して事業者が取り組むべきこととして、店舗・事業所周辺をきれいにすることや、地域住民や行政との協力・連携、地域活動への参加・支援など、地域のまちづくりへの参加が強く望まれています。

これらを踏まえて、事業者は次のような役割のもと、景観まちづくりに取り組むこととします。

事業者の役割

- ◇ 事業者は、地域住民との信頼関係を深め、積極的なまちづくりへの参加と協力、住民、行政との連携を図ることとします。
- ◇ 事業者は、店舗・事業所周辺の美化に努めるとともに、地域の一員として、積極的に地域活動への参加、支援を行うこととします。
- ◇ 事業者は、事業活動において、良好な景観保全に支障を及ぼすことのないように努めることとします。

行政の役割

市民アンケートでは、市民が景観まちづくりに関わるために行政に望むこととして、協働・連携のための体制構築、人材育成や情報の提供などの支援が望まれています。

また、行政が取り組むべきこととしては、景観を阻害する建物等の指導・規制、景観まちづくりの目標・方針の設定、市民や事業者の取り組みの支援が望まれています。

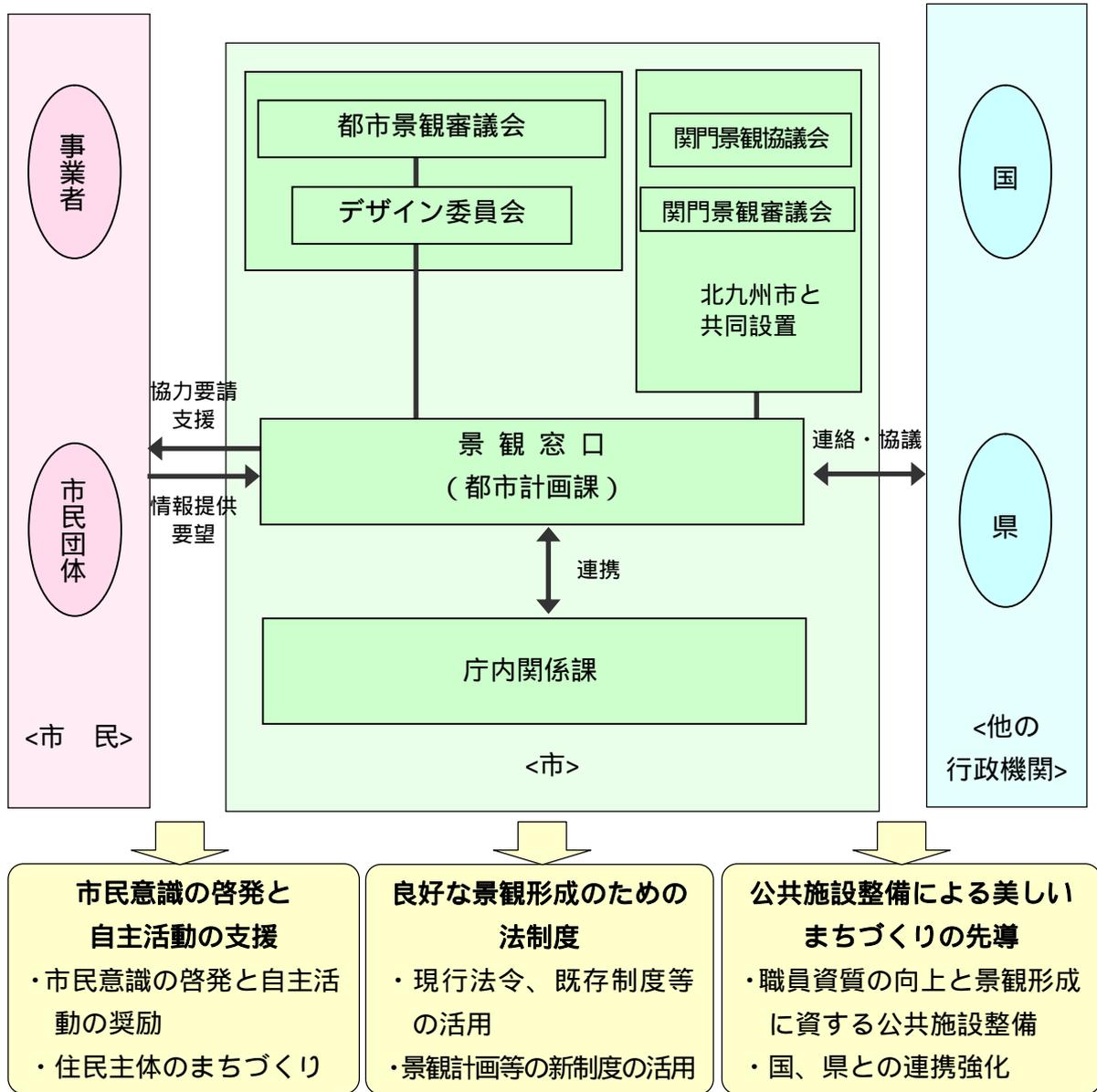
これらを踏まえて、行政は次のような役割のもと、景観まちづくりに取り組むこととします。

行政の役割

- ◇ 行政は、良好な景観を保全・形成するために、必要な施策を講じ、これを実施することとします。
- ◇ 行政は、市民・事業者との協働の景観まちづくりを推進するための体制を整え、市民・事業者に対する指導・助言・啓発、その他必要な支援を行うこととします。
- ◇ 行政は、景観形成に関する事業や計画の展開にあたっては、地域住民や事業者等の意見を十分に組み入れることとします。
- ◇ 行政は、良好な景観の保全・形成を図るため、財政上の措置、技術的な援助その他必要な措置を積極的に講じるよう努めることとします。

(2) 景観まちづくりの推進体制

景観まちづくりは、市民・事業者との協働、国・県との連携を図りながら、次の体制により推進していきます。



都市景観審議会

市民、市民団体、学識経験者、関係行政機関の代表等から構成する。

本市の景観形成の重要な事項について、総合的観点からの調査、審議、提言を行う。

デザイン委員会

デザインや建築の専門家等で構成。公共施設整備に関するデザイン等について、専門的観点からの調査、審議、提言を行う。

関門景観協議会

北九州市と共同で設置するものであり、関門景観条例の運用に関して、両市の連絡調整を図る。

関門景観審議会

北九州市と共同で設置するものであり、景観に関する学識経験者等の委員により構成される。

関門景観に関して、総合的な観点からの調査、審議、提言を行う。

図 7-2 景観まちづくりの推進体制

